目次

\bigcirc	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ
沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)(沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案による改正後)(抄) ・・・・・・ 8	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)(抄) ・・・・・・・・・ 8	半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)(抄) 8	小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)(抄) 7	山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)(抄) 7	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)(抄) ・・・・・・・・・ 7	豪雪地带対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)(抄) 7	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)(抄) 6	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)(抄) 6	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄) 6	地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(抄) 5	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄) 5	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)(戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)による改正後)(抄) : 1

	\circ		\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ
る改正前)(抄)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)(抄)	法律第四十八号)(抄)	農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)(抄) 32	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(抄) 30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)(抄) 30	沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)(抄) 28	沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案(抄) 27	戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)(抄)

和二 十二年法律第二百二十四号) (戸籍法の一 部を改正 する法律 (令和元年法律第十七号) による改正後)

務大臣に提供するものとする。 で定めるところにより、当該届書等の画像情報 載 をするために必要なものとして法務省令で定めるもの(以下この項において「届書等」という。)を受理した場合には、法務省十条の四 指定市町村長は、この法律の規定により提出すべきものとされている届書若しくは申請書又はその他の書類で戸籍の (以下「届書等情報」という。) を作成し、 これを電子情報処理

入 国 管 理及び 難民 認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)

「大国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。)に対しては、この限りでない。ることができる。ただし、第五条第一項各号のいずれかに該当する者(第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し寄港地上陸を許可す船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間七十二時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、大四条 入国審査官は、船舶等に乗つている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。)が、その(寄港地上陸の許可)

3

他 三必要と認める制限を付することができる。第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人の所持する旅券に寄港地上陸の許可の一般的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。 (し、上陸時間、行動の範)証印をしなければならな 範囲

0

舶観光上陸の許可)

である航路に就航 《出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日(本邦内の寄港地の数が《を除く。)が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当に行われていることその他の事情を勘案して出入国在留管理庁長官が指定するものをいう。以下同じ。)に乗つている外国人(乗の二)入国審査官は、指定旅客船(本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的 .務省令で定める手続により、 る手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたとする指定旅客船に乗つている外国人にあつては、七日)を超えない範囲内で上陸することを希望する場合におい 船舶観光上陸を許可することができる。

[審査官は、指定旅当該外国人に対し 定旅客船に乗つている外国人(乗員を除く。 が、 三十日を超えない期 間 内に おい て、 数次に わ たり、 当該 指 定

2

つき 人に対しその旨 が 出 田港するまでのEが本邦にある間、 定旅 \mathcal{O} の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときであつて、相当に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該 観光上陸の許可をすることができる。 、法務省令で定める手続により、 相当と認めるときは、 出 入国 港から当該指 当該外 を指定旅

- 入国審査官は 磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。 前 項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、 当該外国人に 対 L
- 第一項又は第二項の許可を与える場合には、第一項又は第二項の許可を与える場合には、 入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸に入国審査官は、当該外国人に船舶観光上陸許可書を交付しなければならない。 上陸期間、りない。
- 5 範囲その他必要と認める制限を付することができる。 行 動
- 6 前条第一項ただし書の規定は、 第一項及び第二項の場合に準
- 7 入国審査官は、 第二項の許可を受けている外国人が当該 芸可に基づいて上陸しようとする場合において、に準用する。 必要があると認 めるとき
- 8 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当で項各号のいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。 入国審査官は、第二項の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該外国人が、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。 当該外国人が第五条第一
- 9 あるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。 ないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、 当該外国人が本邦に

-五条 入国審査宮(通過上陸の許可) (通

- 第十 本 -邦の他の出入国港でその船舶に帰船するように通過することを希望する場合において、その者につき、その船舶の船長又はその-五条 入国審査官は、船舶に乗つている外国人(乗員を除く。)が、船舶が本邦にある間、臨時観光のため、その船舶が寄港す の船る
- に 2つき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することがで5内にその入国した出入国港の周辺の他の出入国港から他の船舶等で出国するため、通過することを希望する場合において、その者入国審査官は、船舶等に乗つている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。)が、上陸後三日帰を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸を許可することができる。
- 3 入国審査官は、 前 項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、 法務省令で定めるところによ り、 当 「該外国人に対 L
- 4 4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、3、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。 官は、当該外国 人の 所 持 する旅券に 通 過 上 陸 0) 許 可 0) 証 印 をし な げ れ ば なら
- 5 0 許可を与える場合には 入国審 査 官 は 法 務省令で定めるところにより、 当 該 外 玉 人に 対 Ļ 上 一陸期間 通 過

する。

6 第十四四の 「条第一項ただし書の規定は、第一項又は第一他必要と認める制限を付することができる。 第一項又は第二項の場合に 準 甪

人はその 舶 『審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に記ての船舶等を運航する運送業者の申請があつたときは、当該乗員に対し乗員上陸を許可することができる。法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶等(その者が乗り組むべき船がへの乗組みを含む。)、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて十五日を超えない範囲内で上陸なべ、入国審査官は、外国人である乗員(本邦において乗員となる者を含む。以下この条において同じ。)が、 [舶等を含む。)の[を希望する場合に 換 え 長おへ

- 陸 入国審査官は \mathcal{O} 許可をすることができる。 対し、 その旨 \mathcal{O} 乗 員
- る を可 |希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航す'を受けた日から一年間、数次にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて当該船舶が本邦にある間上陸すること本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶その他頻繁に本邦の出入国港に入港する船舶の外国人である乗員が、許 運送業者から申請があつたとき。
- の 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。 の 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。 の 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、上陸期間を合って、法務省令で定める手続により、その者につき、当該運送業者から申請があつたとき。 、電磁的方式によって個人識別情報を提供させることができる。 、電磁的方式によって個人識別情報を提供させることができる。 の 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。 の 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。 の 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。 と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、上陸期間内で上陸上である。 の 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。 範囲内で上陸する 出入国港から出国 人である乗員 陸することを希望する場 が、 することを条件と 許可を受け た 日
- 3 り、 当 該 外国 人に 対
- 4 な
- 5 刈し、上陸期間、しなければならな 行い。 動 範囲 (通 過
- 6
- 7
- 8 。 号 前 の
- ときは 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でなちのいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。 人国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該乗員が第五条第一項各法務省令で定めるところにより、当該乗員に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。 第十四条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。 ・乗員が! 帰 船又は出国するために必要な期間を指定するものとする。法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

つている船舶 経 て、 その事由がなくなるまでの間、当該に等の長又はその船舶等を運航する運船的等に乗つている外国人が疾病その 、当該外国人に対し緊急上陸を許可することがする運送業者の申請に基づき、厚生労働大臣又 他 0 事故により治療等のため緊急 心に上陸 大臣又は出入国 できる。 する必 要を生じたときは 在留 [管理庁長官 0 指 当

- 2 る審 査のために必要があると認めるときは、 法務省令で定めるところにより、 当該外国人に対し、
- 3
- 4 上 |陸中の一切の費用を支弁しなければならない。||第一項の許可があつたときは、同項の船舶等の長又は運送業者は、緊急第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に緊急上は一般的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。 緊急上陸を許可された者の生活費、上陸許可書を交付しなければならな 治い 療費、 葬儀費その他 |緊急

(遭 難による上陸の許可)

- め 当該遭難船 たときは、 八条 入国審査官は、 R舶等の長又は当該遭難船舶等に係る運送業者の申請に基づき、当該外国人に対し遭難による上陸を許可することができ、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の規定による救護事務を行う市町村長、当該外国人を救護した船舶等の長国審査官は、遭難船舶等がある場合において、当該船舶等に乗つていた外国人の救護のためその他緊急の必要があると認
- 難による上陸を許可するものとする。 入国審査官は、 警察官又 (は海上保安官から前) 項の外国 人 0 引渡しを受けたときは、 同 項 \mathcal{O} 規定に カゝ か わら ず、 直 ちにその者に対 L
- 3 ときも、 電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。前項の規定によ入国審査官は、第一項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、 同様とする。 前項の規定による引渡しを受ける場合において必要があると認める 法務省令で定めるところにより、 当該外国人に 対 L
- 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査 首は、 当該外国 で定めるところにより、当該外国人に対し、「人に遭難による上陸許可書を交付しなければ 対し、上陸期間、いればならない。
- 別表第一(第二条の二、第二条の五、第五条、第七条、第の範囲その他必要と認める制限を付することができる。 5 法務省令で定めるところにより、 行 動
- 第二十条の二、第二十二条の三、第二十二条の四、 第七条の二、 第二十四条、 第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六 第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係)

省略	公用	外 交	在留資格
省 略	構成員としての活動(この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。) 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の	節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使	本邦において行うことができる活動

二省略

三 = 1

短期滞在	省略	在留資格
他これらに類似する活動	省 略	本邦において行うことができる活動

四·五 省 略

)雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号)

抄)

(適用事業)

第五条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 省 略

(雇用安定事業)

第六十二条 できる。 に関し、 失業の予防、雇用状能、政府は、被保険者、 雇用状態の是正、 |の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことが被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者(以下この章において「被保険者等」という。) 次の事業を行うことが

事業主その他労働 景気の変動、 産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、 者 0 雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、 必要な助成及び援助を行うこと。 労働者を休業させる

二~六 省 略

2 · 3 省 略

〇地 域再 生法(平成十七年法律第二十四号)(抄)

〒五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業であって次に掲げるものを実施する〒七条の二(都道府県が作成した地域再生計画(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五条第(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定等)

が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事(以下この条において「認定都道府県知事」という。)の認定を申請するこの条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)を作成し、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に関する計画(以下 ことができる。

載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に移転して整備する事業 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計 画 に記記

- 1

2~6 省 略

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄)

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 とが必要であると認められるもの いう。)を定めることができる。 | の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図るこ| 十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同 (以下「特定基地局」という。)について、 特定基地局の開設に関する指針 (以 下 「開設指針」と

移動範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道 一府県の 区域の全部を含む区域をその

省略

2・3 省 略

)離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)(抄)

(指定)

興対策実施地域として指定する。 第二条 主務大臣は、国土審議会の意見を聴い て、 第一 条 0 目 的 を達成するため に必要と認める離 島 \mathcal{O} 地 域 の全 部 又は 部 離 島 振

2 省 略

○奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)

(抄)

(目的

し、基本理念を定め、第一条 この法律は、奄 美群島における定住の促進を図ることを目的とする。及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美の一条。この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関

雪 地 帯 対 策特 別 措置 法 (昭和三十七年法律第七十三号) 沙

基準に従い、かつ、国第二条 国土交通大臣、 |準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。||条|||国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他の事情な (豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定) を勘案して政令で定める

2 • 3

辺地に係る公共的施 設 の総 合整備 のため 0) 財 政 Ĺ $\overline{\mathcal{O}}$ 特 別措置等に関 する法律 (昭和三十七年法律第八十八号)

2 化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住第二条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、 略 住民の数その他について政令で定める、経済的、文化的諸条件に恵まれず、 る要件に該当しているものをいう。、他の地域に比較して住民の生活文

Щ 村 振 興法 (昭和四十年法 律第六十四号) 抄)

第七条 る計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山紀名、主務大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、(振興山村の指定) .村を振興山村として指定することができる。心し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、山村 山村振興に関

 $\frac{2}{4}$

小笠原諸島振興開 発特別措置 法 昭 和 四 十四四 年法律第七十九号) (抄)

及び南鳥島をいう。 第四条 この法律におい て「小笠原諸島」とは、 孀婦岩の南 の南方諸島 (小笠原群島 西之島及び火山列島を含む。 並びに沖の鳥島

2

〇半島振興法 (昭和六十年法律第六十三号) (抄)

て、 れる地域を半島振興対策実、半島地域のうち、次の各

比較して低位に しある地 域であるこ

1~4 省 略 三 産業の開発の 程 度が 低 < 雇 用 \mathcal{O} 増大を図るため企 業 0 立 地 \mathcal{O} 促 進 等 0 措 置を講ずる必 要が、 あ る地域であること。

2 \(\)

特定農山 村 地域に お け る農林業等 の活 性 花 \mathcal{O} た \emptyset \mathcal{O} 基 盤 整備 \mathcal{O} 促 進に 関 す る法 律 伞 成 五. 年法律第七十二号)

(定義等)

2 5

用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものを第二条 この法律において「特定農山村地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であ ŋ, . う。 カュ 土 地 利

沖縄 **爬振興特** 別 措 置法 (平成十四年法律第十四号) 沖 縄 振 興特別措置法等 の 一 部を改 正する法律案による改正後 (抄)

一 沖縄 沖縄県の区第三条 この法律におい(定義) 区域をいう。 それぞれ当該各号に定めるところによる。

省 略

る島 うち、 沖 縄 島 以外の島で政令で定めるもの

- 2 観光地形成促進計画第六条 沖縄県知事は、(観光地形成促進計画四~十五 省 略四~十五 省 略 W計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。- 「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。+は、基本方針に即して、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高√計画の作成等) い国 際 競 争力を有する観光 地 形成を図 る

備 備えている地域(以下国内外からの観光旅友省 略 「観光地形成促進地域」という。)の区域客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する 観 光 地 $\overline{\mathcal{O}}$ 形成 を図 るため 必要とされる政令で定める要件

三 5 五 略

3 省

4

5 7

第七条 準用する同条第 毎

2・3 省 略

0)

めることができる。 十八条 沖縄県知東 県知 事計 は画 基作 金本方針! に 即 て、 情 報 通 信 産 業 \mathcal{O} 振 興 を 図 る ため 0 計 画 以 下 情 報 通 信 産 業 振 興 計 画

- 2 情 計 画 次に掲げる事項について定めるものとする

E報通信 産 業 \mathcal{O} 振 興 へを図 「るため必要とされる政令で定める要件を備えて 、る地 域 以下 報 通 信 産業振興地 域」という。 0

三区

4 3 沖省

帰界知事は、 報 通 信 産業振 興計 画を定めたときは、これを公表するとともに、 主務大臣 に 提 出 L なけ れ ば なら

5 { 7

第二十九条 (情報通信 同 信産業振興計画」という。)の実施状況につい(その変更について同条第七項において準用す する て

2 • 3

第三十条 省 略 (情報通信産業特別) 地 区 0 区 一域内に お ける事業の認定等)

3 6 三十一を (課税の特例) 番 略

第三十一条 適用があるものとする。の附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例のの附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場 (当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びそることについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合すって情報通信産業振興措置が当該区域における情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合すって情報通信産業振興措置が当該区域における情報通信産業をの振興に従来通信産業を関計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において認定情報通信産業振興措置実施計画に従

。)の認定特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。ける情報通信産業の振興に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る「認定法人(当該認定法人が営む認定特定情報通信事業が提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域にお

第三十五 な価値を生み出し、これな十五条 沖縄県知事は、其産業イノベーション促進計 これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十条において同じ。)を+は、基本方針に即して、産業のイノベーション(産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新、促進計画の作成等)

産業イノベーション 連するための計画 促以 下 三画は、「産業イ 1 ノベー に掲げる事項に、 について定めるもの避計画」という。) う。)を定めることができる

産 ン〜 進 計 次に のとする。

ているもの(以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。)の区域程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進

三 5 五

||県知事は、産業| 業 イノベ] ショ ン 促 進 計画を定めたときは、こ れ を 公表するとともに、 主務 大臣 に 提 出 L な け れ ばならな

第三十五条の二 沖縄県知 (産業イノベーション促 」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するもの、て準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下この節において「記事三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した産業イノベーション促進計画(そ(産業イノベーション促進計画の実施状況の報告等) るものとする。いて「提出産業イノベーション促進活画(その変更について同条第七項に 計お 画い

第四十一条 沖縄県知事は、基本方針に即して、(国際物流拠点産業集積計画の作成等) 1 国際物流拠点産業集積計画は、う。)を定めることができる。 国際 物 流 拠 点産 業の 集積を図るため Ó 計 画 以 下 玉 際 物 流 拠 点産業集積計 画

次に 掲 だがる事項について定めるものとする。

【業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の気し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流は関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同じ 振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業拠拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、「項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り って、国際物流拠点を取り扱うものに隣 来 集 積 地 は 域 流

3

4

- 県知 玉 際 物 流 拠 点産業集積計画を定めたときは、 これを公表するとともに、 主務大臣 に提出 L な け れ
- 5 ς 7

第四 について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集活四十二条 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画(その変更に(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等) 乗積計画」といる について同条第4 画」という。 七項において準 の実施 状 況 用

「物流拠点事業(以下この節において「認定特定国際物流拠点事業」という。)の実施状況について、毎は人(以下この条及び第五十条第二項において「認定法人」という。)は、主務省令で定めるところによ

例 並 務 積 施 びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特別大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置復措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主配計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集計当に産業集計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実 の適用があるものとする。

て 'は、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 の認定特定国際物流拠点事業に係る所得につい(大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。) の認定特定国際物流拠点事業に係る所得につい認定法人 (当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主

第五 することができる。 おける経済金融の活性化を図五十五条 内閣総理大臣は、 十五条 2る経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済<-五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、空済金融活性化特別地区の指定) 5金融活性化特別地区として一を限り指産業の集積を促進することにより沖縄

2 •

融 活 性 化 特 別 地 区 \mathcal{O} 指 定を 解 除 Ļ 又は そ 0) 区 [域を変更することができる。

5 たと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、E項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、経済金融V場合においては、前三項の規定を準用する。 Z閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金i つ、 活性 [縄振興審禁 議区 会の区 の意見を聴いて、区域の全部又は一 当 部 該 が 第 経 済 5金融活性化特別地区の指定を解項の政令で定める要件を欠くに

経済金融活性化計し、又はその区域 を変更することができる。この場合においては、 第三項の規定を準用する

画の認定等)

第五 1 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 条において「経済金融活性化計画」という。)を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。 3 五十五条の二 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るため 十五条の二 0 計画

2

三〜五 省 略 融活性化産業」という。) 一 沖縄における経済金融の一 省 略 う。)の内容に関する事項(金融の活性化を図るために経済金融) 活性化特別地 区において集積を促進しようとする産業 (以 下 「特定経

三 5 五

3 省

二 経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特別地区における経済一 基本方針に適合するものであること。るものであると認めるときは、その認定をするものとする。** 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合におい*** て、 その経済金融活性 化 計 画 が 次の各号 0 7 ずれにも該当す

区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められるこ

3 6

経済金融 活 性 化 特別地 区 \mathcal{O} 区 域 、内において認定経済金融活 性 化 措 置 |実施計画 に従 0 て認定経 済金融活 性 化 !計画に定めら

れ

『略 課税の特例の適用、 具及び備品並びに建物、 気経済金融活性 適用があるものとする。に建物及びその附属設備活性化産業の用に供する 属設備を取得し、供する設備を新設 又は製作 又 は Ľ 増 設 した認定事業者が当該 若しくは建設した場合には、 新設又は 租 税 増 特 設 :別措置法で定めるところに!に伴い新たに機械及び装置: 装置、 ょ 器 ŋ

過 疎 地 域 0 持 続 的 発 展 0 支援に 関する特別措 置 法 (令和三年法律第十 九号)

地

当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であであること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から、政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値(第十七条第九項を除き、以下「財ー、次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財合で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。 ること。

八以上であること。を当該市町村人口にイ 国勢調査の結果に 八口に係る昭和界による市町 和町 五村 十年の人口で除して得人口に係る昭和五十年 た数 値口 Lのいる当該t 以 の市 項町 (において「四十年間人口:村人口に係る平成二十七 -減 少 の |率」という。)が〇・二 人口を控除して得た人口

口 上 \mathcal{O} 四十年間人口減 四十年間人口減少率が〇元の人口を当該市町村人口に四十年間人口減少率が〇元 村人口に係る同気学が○・二三以-上 であって、国 勢 調 除して得た数値が○・一一以下であること。常査の結果による市町村人口に係る平成二十七年た数値が○・三五以上であること。「種の結果による市町村人口に係る平成二十七年 \mathcal{O} 人 П のうち六十五 歳 以

一十歳未満の四十年間-0 人 П のうち十五歳 以 上

玉 |勢調 市 町 村 査 上であること。 町村人口に係る平成二十七年の 人 П を 控除して得た人口

したものの三分の 四十年間人口減少 人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口にの三分の一の数値が○・四以下であること。ただし、国勢調査の結問人口減少率が○・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が○・二一以上で調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村天満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が年間人口減少率が○・二三以上であって、国勢調査の結果による市口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・三五 り、かつ、財政力指数で平成二十除して得た数値が○・二一以上で プロに係る同年の人口で除して得た数値が○・一未満である中の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算

略

環境と調 和 のとれた食料システ Ĺ 0 確立 0) ため \mathcal{O} 環境負荷低減 事業活 動 \mathcal{O} 促進等に関する法律案

2

3 する団 れらの 者が主たる構

4 荷」という。)の低減を図るため、農林漁業者が行う次に掲げる事業活動であって、環境と調和、この法律において「環境負荷低減事業活動」とは、農林漁業に由来する環境への負荷(次項、員又は出資者(以下「構成員等」という。)となっている法人を含む。)をいう。 この法律において「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織・ 「のとれた食料システムの確 第三章及び第四章において の確立に資力 す負

るものをいう。

化学的に合成され た 肥 料 及び 農 薬 \mathcal{O} 施 用 及び 使 用 少さ

第百十七号) 第二条第 四 頃に 規 定す んる温

第十五条 省 略 (基本方針) 第十五条 省 略 (基本方針) 第十五条 省 略 (基本方針) 1加価値の向上に資するものをいう。 紅組の基盤を確立するために行う次に掲げる事業 心であ

する事業

一・二 省 略 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。第十五条 省 略

四〜六 省 略 基本的な事項 基本的な事項 特定環境負荷低減事業活 没 負 荷 低減事 業活動をいう。以下同じ。)の促進を図る区域(以下「特定「又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の「 区低 1域」という。)の設定に関する1減の効果を高めるものとして農

3 6

実

九条 同意基本計画を 環境負荷低減事業活動 作 作成した市町は美施計画の認力 村の 定 区 域 お て 環境 負 荷低減 事業 活 動 を行おうとする農林漁業者 は 単 独で又は共同して、

室効

グ果ガ

ス \mathcal{O}

の農 阃 らければならない。『を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする都道府県知事に提出してを管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合において、農林漁業者が共同して環境負荷低減事業活動実施計の構成員等の行う環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「環境負荷低減事業活動実施計画」という。)を作成し、当該区原材水産省令で定めるところにより、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画(当該農林漁業者が団体である場合にあっては、そ

2 • 3

載することができる。和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。)の導入を行う場合における次に掲げる事項を記動(同項に規定する措置を含む。以下同じ。)の用に供する設備等(施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律(昭動、同項に規定する措置を含む。以下同じ。)の用に供する設備等(施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律(昭東境負荷低減事業活動実施計画には、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する措置に関する事項のほか、環境負荷低減事業活

第二十条 省 略 (環境負荷低減事業活動実施計画の変更等) こ き該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっては、 二 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっては、 一 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容 次に掲げる事 項

3 2 都省

4 省 略 事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 者」という。)が当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出 業者に係る同条第三項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者を含む。第二十六条において「認定環境負荷低減事業活動農林漁業 業者に係る同条第三項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者を含む。第二十六条において「認定環境負荷低減事業活動農林漁業 者 略

う。)を作成し、当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することできる。この場合には、第十九条第一項後段の規定をにあっては、その構成員等の行う特定環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「特定環境負荷低減事業活動実施計画」とい共同して、農林水産省令で定めるところにより、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画(当該農林漁業者が団体である場合第二十一条 同意基本計画において定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で又は(特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定)

定環境負荷低 減 事 業 活 動 実 施 計 画 に は、 第二項各号に掲げる事項 及び 前 項 に 規定する措置 に 関 はする事 項 \mathcal{O} ほ か、 次に 掲げる事

項

を記載することが

特定環境負荷低減事業 こ その他農林水産省令で定める事項当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっては、当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容では、次に掲げる事項 以下この節において同じ。 0) 用 に供する設備等の導入を行う場合に

っては、次に掲げる事

次に 掲 げる事

項

省(2)(1)

5

(特定環境負荷低減事) 19 省 略 事 業 活 動 実 施 計 画 \mathcal{O} 変 (更等)

第二十二条

3 4 省 略
っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。)が当該認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があっ、)が当該認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があっ業者に係る同条第三項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者を含む。以下「認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者」という業者に係る同条第三項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者を含む。以下「認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者」という

第三十九条 その認定を受けようとする主務大臣に提出しなければならない。事業を行おうとする者が共同して基盤確立事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより計画(以下「基盤確立事業実施計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。この2三十九条 基盤確立事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、基盤(基盤確立事業実施計画の認定) この場合において、基盤基盤確立事業の実施に関 代表者を定め、 これ 確する

基 基盤確立事業の用に供する設備等の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項といいできる。一盤確立事業実施計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

類その他の当該設備等の導入の内容

当該設備等の導入として施設当該設備等の種類その他の当 その他主変 の用 に供する土地 ·項 !の所在、地番、地目及び面積 !の整備を行う場合にあっては、 次に 掲 げる事

項

省(2)(1)

定

め

る

4 { 9

基 **全盤確立** 事業実施 計 画 変更等

第四

2

3 っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定基盤・主務大臣は、認定基盤確立事業者が前条第一項の認定に係る基盤確立事 |確立事業実施計画」という。) に従って基盤確立事業を行う業実施計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規

る法律等の一部を改正する法律案による改正後)農林水産物及び食品の輸出の促進に関 促進に関する法 (抄) 律 (令和) 元年法律第五十七号) (農林 水産物 及 び 食 品 \mathcal{O} 輸 出 促進

この法律において「農林水産物」には、これを原 料 又は材料として製造し、 又は加 工したも 0) (次項に 規定するものを除

品を除く。)をいう。

五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、2 この法律において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品、)であって、主務省令で定めるものを含むものとする。 同 条第二項に規定する医療機器等の品質、 定する医薬部 a 医薬部外品及び同条第九項に 有効性及び安全性の確保等に 規 関 定する再 する法律 生医 (昭 療等 和

3 • 4

の認定を受けることができる。関する計画(以下「輸出事業計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業(以下「輸出事業」という。)第三十七条 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の(輸出事業計画の認定) そに輸

3 輸出事業計画な に は、 前項各号に掲げる事項のほ か、 輸 出事 ·業 の 用 に供 する施設の整備 に関する次に掲げる事 項を記載することが で

その他農林水産省令で定める事項当該施設の用に供する土地の所在、当該施設の種類及び規模その他の当 在、地番、地目及びの当該施設の整備の 面内 積容

制出事業計画 省 略

画 0 変更等

2 農林水産大臣は、認定輸出事業者が当該認定に係る輸送ときは、農林水産大臣の認定を受けるものとする。第三十八条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定輸送 出事業者」 という。 は、 当該認定に係る輸出事業計 一画を変更しようとする

の。以下 「認定輸 出事 業 計画 」という。)に従って輸出事業を実施していないと認めるときは、その事業者が当該認定に係る輸出事業計画(前項の規定による変更の認定が 、認定を取り消すことができる。 、あったときは、その変更後の*

農経営

3

(抄) 盤 強 化 促 進 法 (昭 和 五. 十五年法律第六十五号) (農業経営基盤強化 促 進 法等の一 部を改正する法律案による改

正

(定

第四 しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」と総称する。)物の栽培を含む。以下この項において同じ。)の目的に供される土地をいう。以下同じ。)又は農地以外の土地で主として耕作、農地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農工条の法律において「農用地等」とは、第二十二条の十三を除き、次に掲げる土地をいう。

2 • 二 〈 匹 略

計画」という。)を定めるものとする。
が、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域第十九条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るた(地域農業経営基盤強化促進計画)

2 5 8

第二十二条

3~5 省 略の買入れが特に必要であると認めるときは、農の買入れが特に必要であると認めるときは、農2 同意市町村の長は、前項の規定による要請4億1十二条 省 略)と認めるときは、農地中間管理機(の規定による要請を受けた場合に 構がい :買入れの協議を行う旨を当該農用で、地域計画の達成に資する見地 地か 心の所有者にどからみて、当な 通知するものとす該要請に係る農用 知するものとする

3 5

第二十二条の四 - 農地中間管理機構は、前項に規定する農用地等の所有者等から当該農用行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。下この条及び次条第一項において同じ。)を行つてはならない。ただし、下この条及び次条第一項において同じ。)を行つてはならない。ただし、 この条及び次条第一項において同じ。)を行つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を『管理機構を除く。)は、当該農用地等について農地中間管理機構以外の者に対して、利用権の設定等(農作業の委託を除く。以-二条の四 前条第一項に規定する事項が定められている地域計画の区域(対象区域内に限る。)内の農用地等の所有者等(農地『域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限)

用 地 等 につい 7 利 用 権 0 設 定等を 行 V た 1 旨 0) 申出 があ った

T該利用 権 の設定等を受けるものとする。

3

案による改正後) 理 事 業 0 推 進に関 する法律 (平成二十五年法律第百 号) (農業経営基盤強 促進 法 0 部 を改正する法

理 も利昭 3のに限る。)を除く。)を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であって、この法律で定めるところにより、農地中間27月が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調って和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域(都市計画法 構が行うものをいう。 中間管 ったたの

て同じ。)を行うこと。

五四三二 利用条件の改善を図るため \mathcal{O}

六 農地中間管理権 。)を行うこと。 を有する農用 地等の貸付けを行うまで \mathcal{O} 間、 当該農用 地 等 \mathcal{O} 管 理 (当該農用 地 等を利用して 行う農業経営を含む

七 るための研修を行うこと。 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、 新たに農業経営を営もうとする者が農業の 技 術又は経営方法を実地

する業務を行うこと。

4 • 5

(農用地利用集積等促 進 計画

は農作業の委託を受け、より、農地中間管理権若 若しくは農作業の委託を行おうとするときは、 農地中間管理機 『利用集積等促進計画を定め、都首守ィ軋(以下「賃借権の設定等」という。)若しく

を取得する場合に 認可を受け は、 なけ この ればならない。 限りでない。 ただし、 農地法その他の法令の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託

2 6

7 知するとともに、公告し 都道府県知事は、 項の なければならない。、の認可をしたときは、 農林水産省令で定めるところにより、 遅滞なく、 その旨を、 関係する農業委員会に

8 9 〜 さ 12 れ、 前項の規定による公告が 又は移転する。 あったときは、その公告があった農用地利用 集積等 促進計 画 の定めるところによって第 項の 権利 - が設定

9

株式 会社 東日 本大震災事 業者再生支援機 構 法 (平成二十三年法律第百十三号)

(支援決定)

第十九条

2 •

うか 者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額(以下「必援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業を交付した独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関)に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支を当該申込みをした事業者(前項に規定する中小企業者が申込みをした場合にあっては、当該申込みをした中小企業者及び当該書面 債権額」という。)及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十一条第一 の決定を行わなければならない。 第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援 基 準に従って、 再 生支援をするかどうか 項に規定する回収等停止要請をすべきかど を決定 するとともに、 その結 再生支の結果

5 7

産業競争力強化法との 関係

第五 0 画 って経済産業省令で定める要件を満たすもの(以下「産業復興機構」という。)との連携を図ること等により、同法により講じられた復興相談センター」という。)及び被災地域において設立された同法第百四十条第一号に規定する特定投資事業有限責任組合であ 十九条 \mathcal{O} | 認定の申請を促すこと、被災地域において設置された認定支援機関であって経済産業省令で定める要件を満たすもの(以下「産九条 | 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し産業競争力強化法第二十三条第一項の事業再編計 効果的にこれを行うように努めなけ ればならない。

宅 地 建 物 取 引 業 法 (昭和二十七年法律第百七十六号) (抄) 2

一・二 省 略 (用語の定義) て次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

三 宅地建物取引業者 第三条第一 項の免許を受けて宅地 建物取引業を営む者をいう。

略

○長期優良住宅の普及の ため の長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)による改正後) 促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)(住宅の質の向上及び円滑な取引環境の 抄

(地位の承継)

有していた当該認定に基づく地位を承継することができる。 くものを除き、第八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を含む。)を受け、第十条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、第六条第一項の認定(第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請:)を受けた者が

住宅にあっては、維持保全)の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。の建築及び維持保全(同号ロに掲げるるところにより、認定長期優良住宅(前条第二号イ又はロに掲げる住宅をいう。以下同じ。)の建築及び維持保全(同号ロに掲げる。)を含む。第十四条において「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、国土交通省令で定め第十一条 第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定(第九条第一項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む(記録の作成及び保存)

都市の低炭 素化の促進に関する法律 (平成二十四年法律第八十四号) (抄)

第二条 略

3 第 集約都市開き 若しくは模様替若し、 三条第一項に規定、 法 略 こしくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修が行われ、又は行われたものをいう。規定する低炭素建築物新築等計画(変更があったときは、その変更後のもの)に基づき新築又はて「低炭素建築物」とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって、第五十四条第一項 .増築、改築、修繕、の認定を受けた第

第九 あ他数 土

2

(特定建築物に関する) する 特例

第十六条 認定集約 都 市 開 発事業に ょ ŋ 整 備される特定建 築物 に つ 1 て は、 低 炭 素建築物とみなして、 この法 律 0) 規 定を適用する。

下 -請中 小 企 工業振興 法 (昭和四· 十 五 年 法 律 上第 百 四· + ·五号) (抄)

2 •

4 う_` に 又 | スは常時使用する従業員の数が自己より大きい街人アは個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業としての法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい| 3 省 略 いずれかに掲げる行為を業として行 自己より大きい法 個 法人

5 6

融 機 能 \mathcal{O} 強 化 のた 8) \mathcal{O} 特 別 措置に関 はする法語 (平成十六年法律第百二十八号)

第三十 け .る国 四施 四条の十 金融船計画の認定) [民生活及び経 金融 機 [済活動の基盤となるサービスとして主務省令で定めるもの(次項第四号関等(銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。)であって、 (次項第四号及び等) であって、そのた 主として業務を行っている地 第三項に おい て 基 金融

サ域に

機関等以外の当該組織再編成等の当事者である金融機関等と当該実施計画を共同して作成し、主務大臣の認定を申請するものとする。きる。この場合において、実施計画に係る組織再編成等が第一号から第四号までに掲げるものであるときは、経営基盤強化実施金融第一項において「実施計画」という。)を作成し、令和八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することがで機関等」という。)は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該措置の実施に関する計画(以下この条及び次条の条において「組織再編成等」という。)を含むものに限る。)を実施するもの(以下第三項までにおいて「経営基盤強化実施金融 合併(各当事者が金融機関等である場合に限る。) いう。)の 持のために必要な事業の抜本的 な見直しとして経営基盤 の強化 \mathcal{O} た \emptyset \mathcal{O} 措置 (次に掲げる行為 以 下こ

事業の全部を承継させる会社分割(金融機関等が共同して行う新 設分割 及び 吸収分割 (各当 事 者が 金 融機 関 等で ある場合に 限

)に限る。

会社分割による事業の全部 (け(各当事者が金融機関等である場合に限る。)の承継(吸収分割(各当事者が金融機関等である 金融機関等である場合に限る。) によるも のに 限 る。

株式移転(金融機関等が共同して行う株式移転であって、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社が株式交換(当該株式交換により株式交換完全親株式会社となる者が金融機関等又は銀行持株会社等である場合に限る。) 事業の全部の譲渡又は譲受け

株会社等である場合に限る。)

七 る場合を除く。 営を実質的に支配し、 [を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、他の金融機関等又は銀行持株会社等への株式の交付(当該交付により当該他の金融機関等又は銀行持株 金融機関等又は銀行持株会社等が金融機関等 第三号及び前二号に掲 \mathcal{O} げ 経

げ ;る場合を除く。) 位営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、他の金融機関等又は銀行持株会社等からの株式の取得(当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等 金融機関等又は 第二号及び第五号に掲 銀行持株会社 \mathcal{O}

込まれるものとして主務省令で定めるもの前各号に掲げる行為以外の金融組織再編成その他 \mathcal{O} 金 融 機関等 \mathcal{O} 業務 の効率 の向上が図ら į, その 収益性が 大きく向上すると見

実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ς

七 資金の額その他主務省令で定める事項金交付契約」という。)の締結の申込みを予定している金融機関等がある場合にあっては、その商号又は名称、交付を求める当該で定めるものに限る。)の一部に充てるための資金を交付するための契約(第三十四条の十五及び第三十五条第三項において「資申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)のうちに機構が第三号に規定する措置の実施に要する経費(主務省令 申請金融機関等

ときは、 その認定をするものとする。 項 0 申請があった場合におい て、 当該 申 請 に 係 いる実施 計 画 が 次の 各号 0 1 ず れ に Ł 適合 するも Ō であると認め る

請金融機関等 が 基 準 適 合金融機関等であること。

銀

- 、 る 地 域の経済にとって不 基 可 `欠であると認められる場合として主務省令で定める場合に該当するものであること。強強化実施金融機関等に限る。)により提供される基盤的金融サービスが、その主とし 、その主として業務を行
- 兀 いられるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。)であること。当該実施計画に記載された組織再編成等の当事者である金融機関等が、主として対面により基盤的金融サービスを提供していると認当該実施計画に記載された組織再編成等の当事者である金融機関等が、主として対面により基盤的金融サービスを提供しているパロの減少等により、当該地域における基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあるものであること。申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)が、その主として業務を行っている地域の全部又は相当部分における
- 五. 基 当該実施計画に記載された前項第三号に規定する措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害協と融サービスの提供の維持が図られると見込まれること。当該実施計画の実施により申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)が主として業務を行当該実施計画の実施により申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)が主として業務を行 って いる地域におけ る
- 六 害する等金融秩序 を乱 す
- 七 事 業者 に 対 す うる金 融 円 滑 化 が
 - 該 実 施 計 画 が 円 滑 カゝ 0 確 実に 実

九 その他政令で定める要件

4 8

第三十四条の十一 ものを含む。以下この章において「認定実施計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微とについてやむを得ない事情がある場合において、前条第三項の認定を受けた実施計画(この三十四条の十一 認定金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定金融機関等の組織一(認定を受けた実施計画の変更) は、主務省令で定めるところにより、 主務大臣の認定を受けなけ ればならない。 項馬の編 な変更を除く。 規定による認定を受けた変更後の成その他実施計画の変更をするこ)をしようとするとき

関税法 (昭和二十九年法律第六十一号)

一 当該関税の税額が財務省令で定める金額以下である場合をいう。以下この条において同じ。)に納付を委託することができる。元条の五 関税を納付しようとする者は、次の各号のいずれにも該当す(納付受託者に対する納付の委託) も該当する場合には、 納付受託 者 (次条第 項に規定する納付受託

インターネ ット そ 0) 他の高度情報 通信ネットワークを使用して行う納付受託者に対する通 知 で 財務省令で定めるものに基づき

付 しようとする場合

2 3

福島復興再生特別 措置法 (平成二 十四年法律第二十五号)

(抄)

るとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して)、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計第一号において同じ。)に即して(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即す2十七条の十九 福島県知事は、認定福島復興再生計画(第七条第四項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この項及び第三項(農用地利用集積等促進計画の作成)

画を定めることができる。

2~4 省 略 (公告の効果)

第十七条の二十一 !若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。七条の二十一 前条の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等 促進 計画の定めるところによって賃借

○社会福 祉 法 (昭和二十六年法律第四十五号) (抄)

第百 とする団体であつて、その区域内におる十条(都道府県社会福祉協議会) お ける市町村社会福祉:都道府県の区域内に .協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数おいて次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的

省 略四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業のび助言二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地が参加するものとする。 から行うことが適切なもの

○戸籍法 ∅– 部を改正する法律 (令和元年法律第十七号)

(施行期 百 則

日 行する。 法 律 布 0 日 から起算して二十日を経 過 L た日 から施 行する。 次 の各号に掲げる規 定 は 当

5 くか 四ら

て

縄 振 興 特 別 措 置 法 等 \mathcal{O} 部 を改 正する法 律 案

た

・3 省 略いて「旧提出放促進計画(み 第一条の規定 (その変更 出 観 定 光 地 に による改正前の光地形成促進 に 形 ん成促進計画」という。)に関する実施2ついて同条第八項において準用する同6る改正前の沖縄振興特別措置法(以下4地形成促進計画の実施状況の公表及び 紀状況の公表及び報告については、なお従前の例による。『条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後-「旧沖振法」という。)第六条第五項の規定により提い報告等に関する経過措置) る。 0 出 Ł した観り 次光項地 に形

2 •

第四 ては、なお従前の例による。「項及び附則第八条第一項の表」信産業振興計画(その変更に 報告等に 関 経過措置 の第二号について同れ 一号にお 条第八項に て において 旧 提 出 準用と **情報通** する同 信 産 業条

する

の日から起算して十年を経過する日までの間は、なお従前の例による。『沖振法第三十条第一項の認定を受けている法人に係る認定の効力並びに当該認定の取消し及び『旧提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情況する実施状況の公表及び報告については、なお従前の例による。 及びその 報通 公表 信 産

した産業

す 衆 旧沖振法第三点 配行前に提出した 変 公表及び報告につ2条第四項の規定に 定による提出をしたときは、その変更後のもの。附則第八条第一項の表の第三号において同じ。二十五条第四項の規定により提出した産業高度化・事業革新促進計画(その変更について同条第七産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の公表及び報告等に関する経過措置) については、 同じ。)に関する実施、条第七項において準用

法律の施 規定 更 現 元に旧沖振 0) 定 : うっこときは、その変更後の:振法第三十五条の三第四項の規2、なお従前の仮し。 が の規 もの。以下この条及び附則第八条第定による認定を受けている産業高度 化 項 · 事業革 の表の第三号に 新 措置 実 お施 い計 7 画 旧同 認条

の例による。 五条第四項の規定による産業置実施計画に関する沖縄県知定産業高度化・事業革新措置 業イ 置 《イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があっな事の指導及び助言については、施行日から起算して六月を経過する『実施計画』という。)に係る認定の効力並びに当該認定の取消し並. でし並び た日の に 日の前日)までの(その日までに、 旧 認 (日)までの間は、なお従前日までに、新沖振法第三十定産業高度化・事業革新措

縄 振 興 特 別 措 置法 (平成十四年法律第十四号)

-八条 省 略明報通信産業振興 計 画 0) 作 成等

報通信産業振 計 画 は、 次に 掲 げる事 項について定めるものとする

--

前 削号の区域内におー 省 略 お V 7 特 定 情 報 通 信 事 業を実施する企業 0 立 地を促 進 するため必要とされる政令で 定 める要件を備えている地

7 情 報 通 信産業特別地区」という。 を定める場合にあっては、 その 区

兀

8

報通信産業振

第二十九条 (情報通信 同 毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。<

「条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提一十九条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業(情報通信産業振興計画の実施状況の報告等) 以下「提出情報通 通 画 信産業振興 (その変更に 計 つい 画」という。 て同 う。)の実施状況につ条第八項において準用 実施状況につい する て

2 • 3

0 認定)

3~4 省 略事業を営む法人は、当該区域内に本店又事業を営む法人は、当該区域内に本店又三十条 提出情報通信産業振興計画に定(情報通信産業特別地区における事業の 事 あ)る要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることが1域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、|振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域にお 認定を受けることができる。 区域において設立され、 常時使用 する従 |業員の数が政令で定める数以:当該区域内において特定情報| 通 上

2~4 省

第三十五条

(産業高度化・事業革 新 促 進 計 画 \mathcal{O} 作 成 等

産業高度化 · 事業革 新 促 進 計 画 は、 次に 掲げる事項に ついて定めるものとする。

れる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に一産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の省 略 の事業を行う者 図るため必要とさ \mathcal{O}

3 { 7

第三十五条の三(産業高度化・ ·事業革新 措置実 施計 画 0 認定

実施の 他の措置又は産業高 度化・事業革新促 関する計画 画が適当で Tである旨の沖縄県知事の認定を申請することが『(以下この条において「産業高度化・事業革新は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新提出産業高度化・事業革新促進計画に定められ 《措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措見)整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)のまる措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備はた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業 できる。 置実そ業

4 省 -四十一条 省 、 -四十一条 省 、 略 業 集 積 計

画

 \mathcal{O}

作

成

等)

2

5 は 国 際 物 流 拠 点産業集積計画を定めたときは、 これを公表するよう努めるとともに、 主務大臣に 提 治し なけれ なら

6 \ 8

第四 について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物法四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等) 四十二条 沖縄県知(国際物流拠点産業 流拠点産 (その変更に 業集 乗積計画」といる について同条第≒ という。 八項にお の実施 実施状況いて準用

2 • 3

第 四 に 他 \mathcal{O} 掲げる事業に係 『政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 『は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることそれげる事業に係るものに限る。)を受けた法人で当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営む-四条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において前条第一項の認定(同項第二号

略

 \bigcirc 廃 棄 物 \mathcal{O} 処 理 及 び清掃に 関 パする法律 律 (昭 和 匹 + 五. 年 法 律第百三十七号)

)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市 二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。)及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。別入条 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(一般廃棄物処理施設の許可) -同じ。 設(浄化槽 町村を除)を設置し

2 6

(産業廃棄物処理施 設)

第十五条 6 省 略 受けなければならない。 をいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、 産 業産業 (廃棄物処理施設を設置しようとする地)業廃棄物の最終処分場その他の産業廃 地を管轄する 廃棄物の処理 る理 都 施 郁道府県知事の許旭設で政令で定め 許 可る

2

業 経 営 強 化 促 進 法等 Ò 部を改正する法 律 案

抄

附 則

(農用地の利用関係の調整等に関する経過措置)

(農用地の利用関係の調整等に関する経過措置) びにい五 て中の力な

3

(農業者等による協議の場の設置等に関する経過措置) (農業者等による協議の場の設置等に関する経過措置) (農用地利用規程に関する経過措置) (農用地利用規程に関する経過措置) (農用地利用規程に関する経過措置) (農用地利用規程に関する経過措置) (農用地利用規程に関する経過措置) (農用地利用規程に関する経過措置) (農用地利用規程に関する経過措置) 従のは、前区、 前 区 告の日の前日)までの間は、なおの実施区域のうち、当該地域計画が定められ、及び公告されたときが建盤強化法第十九条の規定による工第一項に規定する事項が定め

を新基盤強化法り公表された協議基本構想を定め、 法 議 **冶第十八条第一項の譲の結果(この法律** 又は変更し、及び の律び 規定にいる公告し 規定により公表されの施行後に前項の担公告した同意市町は れ規村 れた協議の結果とな規定によりなお従並村は、この法律の拡 と 従 前 施 なの行 なすことができる。の例により設けられ行前に旧農地中間管 れ管 た理場 ぶ議の場になず業法第二− 十六条第 係 る協 \mathcal{O} が結果を含っな規定

農業経営基盤強化促 進法 (昭 和五 十五年法律第六十五号)

第四条 2

- 進するものを含む。以下「利用権設定等促進事業」という。)
 」という。)を促進する事業(これと併せて行う事業で、第一項第二号から第四号までに掲げる土地について利用権の設定等を促り取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)の設定若しくは移転又は所有権の移転(以下「利用権の設定等一 農用地について利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることによ3 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

は利用規程に定めることができる。 地利用規程に定めることができる。 地利用規程に定めることができる。 地利用規程に定めることができる。 できることができる。 では、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地第十六条 省 略 (昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域(第八項において「農用地区域」という。)内に限る。 (昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域(第八項において「農用地区域」という。)内に限る。 (限用地利用規程の特例) (農用地利用規程の特例) (農用地利用規程に定めることができる。 であると認めるときは、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地 第十六条 省 略 二・三 省 略

2 5

- 10 省 略 は、当該利用権の設 の 農地中間管理機構 の設定等を受けるものとする。機構は、前項に規定する農用地 の所有者等か 5 当該農用 地 につ V て利用権の設定等を行 7) たい 旨 1の申 出があつたとき

7

住宅 する法 \mathcal{O} 質の向 上及 (令和三年法律第四十八号) び)円滑. な取引環境 0 (抄) 整 備 \mathcal{O} ため 0 長期 優良住宅 \mathcal{O} 普及の促 進 に関する法律等 \mathcal{O}

> 部 を

附

規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えな、(施行期日) 範 囲内にお 1 て政令で定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲 げ る

一~三 省

兀 ら起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日等」に改める部分に限る。)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第一項の改正規定に第二条、第四条及び第五条(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定 (定に限る。) の規定 : 規定 (「新築住宅」を 公布 「新築 日住

長 (期優 良 住 宅 \mathcal{O} 普 及 \mathcal{O} 促 進 に 関する 法 律 (平成二十 年法律第八十七号)

地 位の承継

第十条 二 認定計画実施者から、認定長期優一 省 略 の認定に基づく地位を承継することがれ十条 次に掲げる者は、所管行政庁の 承認を受けて、 できる。 計 画 \mathcal{O} 認定を受け た者(以下 認定計 画 実 施 者」 と 1 う。 が 有 して 画

《全に必要な権原を取得した者符保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ住宅建築等計画に記載された第五条第四項第四号イ 以下「認定長期優良住宅」という。)の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持7四項第四号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維(住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良

よる改 沖縄 振 É 前興 、特別措 (抄) 置法 (平成十四 年 法律第十四号) 沖 縄 振興特別措置法 0 部を改 正する法 律 (平成二十六年 法 律 1第七 に

2~5 省 略 電産業特別地区として指定するこ に産業振興地域のうち特定情報通信事業 第二十九条 主務大臣は、沖縄県知事の・ (情報通信産業特別地区の指定) 地区として指定することができる。 :事業を実施する企業の立,の申請に基づき、沖縄振 立地を促進するため必要とされる政令振興審議会の意見を聴くとともに、関 Pで定める要は 関係行政機関の める要件を備えて吸機関の長に協業 えて 議して、 ** \ 、る地 区 . を情

第二条第 二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の這十二条(主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関党国際物流拠点産業集積地域の指定) の貨物を取り扱る 関係行政機関のE うも 長に のに隣接し、関協議して、関 議して、関 又税は法

2~5 省

- 34 -